

令和 6 年 8 月 1 日

職員の不祥事に係る処分について

(消防本部職員の窃盗事案)

【概要】

消防本部職員が令和 6 年 4 月から 7 月にかけて、石岡消防署内において、職員の財布から計 9 回、現金 9 万円を窃取したことが発覚し、消防本部内の調査・聞き取りで窃取の事実を認めた。

当該職員は、相手に対し謝罪をするとともに、返済している。

【処分年月日】

令和 6 年 8 月 1 日 (木)

【被処分者、処分内容及び処分理由】

所 属	職 名	性 別	年 齢	処分内容	理由
消防本部	士長	男性	30 歳	停職 6 月	窃盗
消防本部	消防長	男性	54 歳	文書厳重注意	管理監督責任
消防本部	消防次長	男性	53 歳	文書厳重注意	管理監督責任
消防本部	署長	男性	59 歳	文書厳重注意	管理監督責任
消防本部	副署長	男性	55 歳	文書厳重注意	管理監督責任

【再発防止に向けた取組】

署所内の監視体制の確保及びセキュリティ体制の強化を行うとともに、職員への教育を実施し、再発防止に努めてまいります。

【市長コメント】

この度の消防職員における窃盗事案は、市民の皆様の信頼を損なうものであり、心から深くお詫申し上げます。

今後二度と、このようなことが起こらぬよう、消防組織に対する指導・監督の徹底を図り、職員の意識改革や服務規律を確保することにより、市民の皆様の信頼回復に、市全体で取り組んでまいります。

【消防長コメント】

市民の皆様の安心・安全を守る立場である職員が、このような事案を起こしてしまったことを心からお詫び申し上げます。

また、消防長として自らが率先して服務規律の遵守と綱紀粛正の徹底を図るとともに、再発防止と職員の意識改革に取り組み、市民の皆様の信頼回復に全力で努めてまいります。

【本件に関する問い合わせ】

石岡市消防本部 総務課 (担当：須崎)

〒315-0001 石岡市石岡一丁目 2 番地 18

電話：0299-23-0119 FAX：0299-22-5895 メール：shoubou-soumu@city.ishioka.lg.jp